

病院事業会計予算

令和5年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病 床 数		300	床
(2) 年 間 患 者 数			
入 院		87,840	人
外 来		126,360	人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
入 院		240	人
外 来		520	人
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	114,700	千円
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	333,700	千円

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業			
(イ) 月間利用者数		90.0	人
(ロ) 月間利用回数		562	回
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業			
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数		41.7	人
(3) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,488	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	7,681,181 千円
第1項	医業収益	6,788,281 千円
第2項	医業外収益	633,818 千円
第3項	訪問看護収益	68,007 千円
第4項	特別利益	191,075 千円

支 出		
第1款	病院事業費用	8,053,300 千円
第1項	医業費用	7,771,476 千円
第2項	医業外費用	197,268 千円
第3項	訪問看護費用	75,643 千円
第4項	特別損失	7,913 千円
第5項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額410,547千円は過年度分損益勘定留保資金410,547千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	769,814 千円
第1項	他会計負担金	320,964 千円
第2項	企業債	448,400 千円
第3項	投資	450 千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,180,361 千円
第1項	建設改良費	460,521 千円
第2項	投資	11,587 千円
第3項	企業債償還金	708,253 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
MRI医療機器保守料	令和6年度から令和9年度まで	18,480千円
病院マットレス賃借料	令和6年度から令和9年度まで	1,555千円
院内LEDリース料	令和6年度から令和12年度まで	131,189千円
内視鏡システム賃借料	令和6年度から令和10年度まで	60,253千円
給食業務委託	令和6年度から令和10年度まで	677,319千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	448,400千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	4,272,909	千円
(2) 交際費	3,030	千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は149,550千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、728,476千円と定める。

令和5年2月27日 提出

橋本市長

平木 哲朗